

## 平成27年度さいたま市文化財保護審議会 ー第2回ー 議事録

- 1 日時** 平成28年1月27日(水) 14時00分から16時00分まで
- 2 場所** ときわ会館第3会議室
- 3 出席者** 委員：田代脩会長、岡本東三委員、小野寺節子委員、小茂田美保委員、塩野博委員、重田正夫委員、内藤勝雄委員、西山多壽子委員、波多野純委員、原由美子委員、細田浩委員、渡辺洋子委員  
(欠席：老川慶喜委員、西口由子委員、茂木栄委員)  
事務局：森田生涯学習部長、野尻生涯学習部参事兼文化財保護課長、中村文化財保護課長補佐、青木文化財保護課長補佐兼埋蔵文化財係長、高橋文化財保護係長、森田主査、磨田主任、宮下主事
- 4 議事**
- (1) 議事録署名委員選出
- (2) 審議事項
- ア 平成27年度指定候補文化財について
- 第1号 「観音寺木造聖観音菩薩立像」の指定について
- 第2号 「東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像」の指定について
- 第3号 「鹿手袋の祭ばやし」の指定及び保存団体の認定について
- (3) 報告事項
- ア 平成27年度文化財保護及び保存事業の概要
- イ 平成27年度指定文化財にかかわる申請届出受理
- 5 公開・非公開の別** 公開
- 6 傍聴人の数** 0人
- 7 審議内容** 下記のとおり

### 記

(1) 議事録署名委員選出

議事に入る前に、平成27年度第1回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員から同審議会の議事録の内容について「事実と相違ない」旨、報告があった。引き続き、

平成 27 年度第 2 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員の選出を行った。

(2) 審議事項

ア 平成 27 年度文化財の指定について

第 1 号 「観音寺木造聖観音菩薩立像」の指定について、事務局（高橋係長）より説明を行った。内容は以下のとおり。

- 木造聖観音菩薩立像は桜区宿、観音寺境内の観音堂の本尊である。
- 肩から先の腕、手、結い上げた髪、左足先は別材である
- 耳の前で二つに割り内部をくりぬいた後、合わせるという割剥ぎ造りという形で作られている。顔の部分も内側から玉眼を施している。
- 頭部は卵形をしており、鋭く厳しい顔をしている。
- 肩から垂らした天衣の下部は欠損している。
- 明確な製作年代は分からないが、下半身の裳や腰布などの衣紋表現が流麗だが形式化も見られる。鎌倉から南北朝時代の製作と見ている。
- 事務局の不手際で、担当委員の日程が合わず合同調査が行えなかった。
- 指定時の名称について、「観音寺木造聖観音菩薩立像」として諮問したが、既に指定を受けている観音寺本堂の本尊である阿弥陀如来像と区別するため、名称に観音堂を入れて「観音寺観音堂木造聖観音菩薩立像」としたい。

このことについて、指定の為には、事務局は各担当委員と日程調整を十分行ったうえで合同調査を実施すること、そのうえで指定するか否か、名称、製作年代を含めて各担当委員で協議することが必要であるとの意見があり、さいたま市文化財保護審議会は「観音寺木造聖観音菩薩立像」について、来年度への継続審議とすることが適当と答申した。

第 2 号 「東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像」の指定について、事務局（野尻課長）より説明を行った。内容は以下のとおり。

- 第 2 号の東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像も、第 1 号と同じく担当委員の合同調査が出来ていない。
- 第 1 号と同様、継続審議として、来年度、日程調整を十分行ったうえで合同調査を行いたいと説明した。

このことについて、委員から質問があった。主な質問を以下に記す。

質問

・内藤委員

指定条件が截金の部分だけであり、截金は重要だが、さいたま市内に他に截金が無いからということだけで指定出来るものなのか疑問がある。

・西山委員

漆塗や彩色の上に截金を施す例はあるが、この像は木地に直接截金がしてある。

一般の方が見ても、截金の技法が分かり易い。こうした普及という面からの価値で指定して良いのか、美術史的、年代的な価値で指定すべきか。

⇒田代議長

実際の調査結果に基づき、截金の部分がさいたま市として重要だから指定とするか担当委員で協議のうえ審議会に出して頂きたい。

これらを受け、さいたま市文化財保護審議会は「東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像」について、来年度への継続審議とすることが適当と答申した。

第3号 「鹿手袋の祭ばやし」および「鹿手袋囃子連」の保存団体の認定について、事務局（高橋係長）より説明を行った。内容は以下のとおり。

- 鹿手袋の祭ばやしは、南区鹿手袋に伝わるお囃子で明治初期に桜区の大久保領家から伝わったと伝わる神田囃子系のお囃子である。
- 鹿手袋地区内に文政年間の屋台の車輪が残っており、起源は江戸時代後期まで遡る可能性がある。
- お囃子の形態は、笛1人、鉦1人、大太鼓1人、小太鼓2人からなる五人囃子である。
- 曲はヤタイバヤシ、ショウデン、カマクラ等多くある。舞は、獅子舞、オカメ、ヒョットコの踊りがある。
- 年数回、地元で公開されるが、一番盛大に行われるのは、7月、須賀神社の祭礼で、村の中を神輿渡御と一緒に屋台に乗って演奏して回る。途中数か所で御旅所に止まった時に、獅子舞、ヒョットコ、オカメの踊りが披露される。
- 基本的には鹿手袋地区内で披露されるが、中山道のお祭りや3月の田島の獅子舞には地区外へ出て演奏している。
- 練習は、祭礼日前に集中して自治会館で行っている。小学生も祭礼が近づくと保存会の指導の下、練習に参加する。現在、小中学生をはじめ、祭礼には中高生も参加しており、後継者不足に悩まされることは無いように思われる。
- 囃子の演奏技術、お囃子の技、保存会組織の活躍、技術の伝承者などの将来に向けた継承性などから無形民俗文化財にふさわしいと担当委員からの所見を頂いている。

その後、調査を担当した小野寺委員から、他の委員に対し、補足の報告を行った。内容は以下のとおり。

- 屋台の車輪から江戸後期位まで遡ると言われるが、いろいろな経緯を経て、昭和54年に保存会が出来て新しく出発する時期があったと言われる。
- 指導する人や演奏する人たちで、およそ4世代くらいに渡っているだろう。
- 面芝居や万作等の形態が認められる獅子舞の演技がしっかり伝承されている。
- 地元の人や見学者が非常に楽しみにしている様子が観察から理解できた。

- 保存会が中心ではあるが、祭囃子を伝承していく活動や現在の演奏や踊りの技術もしっかりしている。
- 鹿手袋の祭ばやしをさいたま市の無形民俗文化財に指定していく方向が良いのではないかと考える。

このことについて、委員から質問があった。主な質問を以下に記す。

質問

・岡本委員

市内にはどれ位祭囃子があつて、どれ位指定しなければならないか、全体的な状況は把握出来ているのか。その時々で挙げていくのでは無く、全体の祭囃子の中でこれは指定すべきだという目安はある程度決めて置かなければならない。

⇒事務局（野尻課長）

県立民俗文化センター刊行の「埼玉の祭り囃子」を参考にしつつ、各お囃子がいつ頃始まったか、どういう系統を持っているか改めて組み直しを行った。その上で、どういう理由を持って指定していくべきか担当委員に相談し了解を頂いていると考える。こうしたある程度の指定の方針といったものは事務局として持ち合わせているつもりである。

・田代議長

鹿手袋は隣村の大久保領家まで堤防伝いで伝わったとの説明だが、両村は決して隣村とは言えないと思うし、堤防伝いと言うのも何の堤防なのか。内容では無く、資料の書き方に違和感があると感じた。

⇒小野寺委員

民俗調査の聞き書きとして説明を受けた方の言葉を大切にされた表現と思われる。こうした言葉については、改めて整理することは出来る。

これらを受け、さいたま市文化財保護審議会は「鹿手袋の祭ばやし」（無形民俗文化財）の指定、「鹿手袋囃子連」の保存団体としての認定が適当と答申した。

(3) 報告事項

ア 平成 27 年度文化財保護及び保存事業の概要

平成 27 年度文化財保護及び保存事業の概要について、各係より報告を行った。主なものは以下のとおり。

- 文化財保護審議会
- 文化財の調査
- 文化財保存事業費補助金交付
- 指定文化財の普及活用
- 市所有及び管理指定文化財の保存管理

- 市指定文化財の管理
- 埋蔵文化財の調査及び保存
- 埋蔵文化財の普及啓発

イ 平成 27 年度指定文化財にかかわる申請届出受理  
指定文化財にかかわる届出等について報告を行った。

これを以って、審議を終了した。